

【アメリカ】2018年根拠に基づく政策形成基盤法

専門調査員 海外立法情報調査室主任 廣瀬 淳子

* 2019年1月14日に、2018年根拠に基づく政策形成基盤法が成立した。連邦政府の各省庁にそのデータの機械可読形式での公開など、根拠に基づく政策形成のための各種施策の実施を求めている。

1 根拠に基づく政策形成諮問委員会

オバマ（Barack Obama）政権下で、正確なデータに基づく効率的な政策形成のための調査を目的とする、2016年根拠に基づく政策形成諮問委員会法¹が成立した。この法律に基づき設置された根拠に基づく政策形成諮問委員会²は、2017年9月に大統領及び連邦議会両院議長に勧告を含む最終報告書³を提出した。これを実現する法律が、2018年根拠に基づく政策形成基盤法（2018年法）⁴である。

2 法律の概要

2018年法は、第1編：連邦根拠構築活動、第2編：オープン政府データ法、第3編：機密情報保護及び統計の効率性、第4編：一般規定で構成されている。その目的は、信頼性の高いデータを体系的に収集し、確立された手法により分析・評価して、効率的な政策形成に役立てること、プライバシー保護の強化、データへのアクセスの改善等である。主要な条項は、次のとおりである。

第1編 連邦根拠構築活動

合衆国法典第5編を改正し、第311条から第315条までを新設する。

第312条 各省庁の根拠構築計画

- ・連邦政府の各省庁（以下「各省庁」）は、その戦略計画に、根拠に基づく政策形成のための体系的な計画を含めなければならない。また、評価計画を公表しなければならない。

第313条 評価担当官

- ・各省庁の長は、評価政策を策定し、実施する評価担当官を選任しなければならない。

第314条 統計専門性

- ・各省庁の長は、その統計部門の長を選任しなければならない。

第315条 根拠構築のためのデータ助言委員会

- ・行政管理予算局長（OMB 局長）は、連邦政府のデータ利用の拡大のために、根拠構築のため

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年4月5日である。

¹ Evidence-Based Policymaking Commission Act of 2016, P.L.114-140. <<https://www.congress.gov/114/plaws/publ140/P-LAW-114publ140.pdf>> なお、evidence を証拠とも訳すが、本稿では根拠とした。

² Commission on Evidence-Based Policymaking は、大統領及び連邦議会両院の指導部から選任された15名の委員で構成された。

³ *The Promise of Evidence-Based Policymaking: Report of the Commission on Evidence-Based Policymaking*, September 2017. <<https://www.cep.gov/report/cep-final-report.pdf>>

⁴ Foundations for Evidence-Based Policymaking Act of 2018, P.L.115-435. <<https://www.congress.gov/115/bills/hr4174/BILLS-115hr4174enr.pdf>>

のデータ助言委員会を設置しなければならない。

第2編 オープン政府データ法

オープン政府データ法⁵として、合衆国法典第44編第3502条以下を次のように改正し、第3520A条を新設する。

第3506条 各省庁の責務

- ・各省庁は、戦略情報資源管理計画を策定し、維持しなければならない。
- ・各省庁のデータ資産をオープンフォーマットで利用可能とし、各省庁の公開データ資産を政府のオープンデータ資産として利用可能としなければならない。
- ・各省庁は、その公開データ資産を機械可読な状態にしなければならない。

第3511条 データ一覧・連邦データカタログ

- ・各省庁の長は、OMB 局長と協議の上、当該省庁で作成、収集、管理、保持されるデータ資産について、可能な限り包括的なデータの一覧を作成し、維持しなければならない。OMB 局長は、そのための指針を策定しなければならない。
- ・各省庁の長は、「連邦データ目録」(Federal Data Catalogue)の一部とするため、当該省庁の公開データ資産をオープン政府データ資産としてデータを提供するか、又はオンラインで利用可能としなければならない。
- ・共通役務庁長官(Administrator of General Services)は、各省庁のデータ資産を一般と共有する、単一の公開インターフェース「連邦データ目録」をオンラインで維持しなければならない。

第3520条 最高データ担当官

- ・各省庁の長は、当該省庁のデータ管理に責任を持つ、最高データ担当官(Chief Data Officer)を選任しなければならない。
- ・最高データ担当官は、連邦議会の所管委員会に、当該省庁のオープン政府データ法の遵守状況について、年次報告書を提出しなければならない。

第3520A条 最高データ担当官協議会

- ・OMB に、各省庁の最高データ担当官を委員とする、最高データ担当官協議会(Chief Data Officer Council)を新設する。その目的は、省庁横断で、データの利用、保護、共有、作成について最良の慣行を確立し、省庁間のデータ共有協定を促進すること等である。
- ・同会議は2年ごとに、OMB 局長及び連邦議会の所管委員会に、その活動に関する報告書を提出しなければならない。

第3編 機密情報保護及び統計の効率性

合衆国法典第44編を改正し、第3561条から第3583条までを新設する。

第3562条 方針の調整と監視

- ・OMB 局長は、省庁の機密及び公開に関する方針を調整し、監視しなければならない。
- ・各省庁の長は、OMB 局長の要請に応じて、報告書その他の情報を提供しなければならない。

第3572条 機密情報保護

- ・省庁が機密誓約(pledge of confidentiality)のもとで収集した統計データや情報で統計目的のものは、統計目的のみに使用し、誓約に従い保護しなければならない。

⁵ Open Public, Electronic, and Necessary (OPEN) Government Data Act.